

非常事態宣言の発令

1 ノボア大統領は、殺人や強盗などの暴力行為が続いている地域（9県3市）において、新たな非常事態宣言を発令しました。

2 対象地域は次のとおりです。

- (1) ピチンチャ県
- (2) グアヤス県
- (3) マナビ県
- (4) サンタエレナ県
- (5) ロス・リオス県
- (6) エル・オロ県
- (7) エスマラルダス県
- (8) サントドミンゴ県
- (9) スクンビオス県
- (10) コトパクシ県のマナ市
- (11) ボリバル県のラス・ナベス市、エチエアンディア市

3 発令期間

60日間(2026年2月28日までの予定)

4 在留邦人の皆様及び旅行されている皆様におかれましては、同地域への不要不急な外出を控え、治安情勢に関する最新情報を入手し、不測の事態に巻き込まれないよう身の安全確保にご留意いただけるようお願いします。

【参考】大統領令第227号

https://minka.presidencia.gob.ec/portal/usuarios_externos.jsf